（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第六十三条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

（児童手当法の一部改正）

第六十四条　児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第三項中「平成二十八年度」の下に「又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第六十五条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項中「実施」の下に「若しくは措置」を加え、同表に次のように加える。

九十四　市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の十二の項中「実施」の下に「又は措置」を加え、同表に次のように加える。

百十七　市町村長	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
	厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第六十六条　独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）」に改め、同条中「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に、「第十七条」を「第十四条」に、「第五十三条」を「第四十九条」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六十七条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項の表食品安全委員会の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）

第六十八条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項に次の一号を加える。

四　子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業に関すること。

第六十九条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

第四条第二項中「少子化及び」を削り、「保護並びに」を「保護及び」に改め、同条第三項第二十七号の三の次に次の三号を加える。

二十七の四　少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の五　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関することを除く。）。

二十七の六　認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

第四条第三項第四十二号を次のように改める。

四十二　削除

第十一条の三中「第四条第一項第十九号」を「第四条第一項第二十号」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三　第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項中「（平成二十四年法律第　　号）」を削る。

第四十一条第一項中「北方対策本部」の下に「、子ども・子育て本部」を加える。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て本部）

第四十一条の二　子ども・子育て本部は、第四条第一項第十九号及び第三項第二十七号の四から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。

2　子ども・子育て本部の長は、子ども・子育て本部長とし、第十一条の三の特命担当大臣をもって充てる。

3　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の事務を統括する。

4　子ども・子育て本部長は、子ども・子育て本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。